

Ligar 株式会社

有料職業紹介事業 許可番号/14-ユ-302487

(返戻金制度)

1. 当社が紹介した求職者が入社後 6 か月未満に自己都合退職した場合、当社は下記の基準により紹介手数料の一部を返戻するものとします。

- (1) 入社後 1 か月未満の退職：紹介手数料の 8 0 %
- (2) 入社後 1 か月超～ 3 か月未満の退職：紹介手数料の 5 0 %
- (3) 入社後 3 か月超～ 6 か月未満の退職：紹介手数料の 2 0 %

2. 前項にかかわらず、以下の場合には返戻金制度の対象外とします。

- (1) 会社都合による解雇・契約終了
- (2) 労働条件の不履行・変更等、求人企業側の責に帰すべき事由による退職
- (3) 求職者の勤務実態が確認できない場合
- (4) 紹介手数料の支払いが期日までに行われなかった場合

3. 返戻金の支払いは、退職日の確認後 1 0 日以内に行うものとします。

ただし、求人者による採用決定者への対応が、労働基準法その他の労働関係法令に違反し、その違反行為を理由として採用決定者が退職した場合には、当社は紹介手数料を返還しないものとします。